

對し「罷業の斷行を一先中止して要求條項を保留せらるゝ様」、勸告するところあり、野田支部亦之を妥當なりと認めて五月十一日罷業の斷行を中止し、要求案は不取敢保留するところとなつた。斯くして山雨將に到らんとする此危機も一先持越しの状態に終つたのである。

此保留については會社は撤回なりと云ひ組合は保留なりと云つて、結局今回の大争議まで持越された譯である。

本 論

第二章 争議の原因

遠因一、勞資双方の勞働組合闘が極端に相反してゐたこと。

二、前述の如く大正十二年の争議以來

イ、組合側の驕慢と會社側の屈辱とは勞資の感情を極端に背馳せしめてゐたこと。

ロ、團結の威力の前には工場統制行はれざりしこと。

ハ、會社側の勞働政策は常に後手ばかり打つて組合に思ふまゝに引づられてゐたこと。

従て感情の上よりしても又工場統制の上よりしても會社は何時か一度は深刻なる鬭争を行はざるを得なかつたのである。

近因、前述の如く昨年四月組合側より提出せられたる要求は財界大動亂のため一時撤回或は保留することとなつたので、

組合としては折りあらば之を貫徹せんものと機會を握むことに焦つてゐたのである。

導火線、所謂丸三問題は左の通りである。

千葉縣東葛飾郡川間村染谷阿久利氏は九月一日より野田町に丸本運送店を開業したるころ野田醬油會社は從來同町所在の丸三運送店に於いて荷扱はしめ居たる貨物の約三割を丸本運送店に於て取扱はしめる事とした。於茲丸三運送店の従業員(五九名)は生活不安の襲來を恐れ、直に此の旨を其の加盟組合なる總同盟關東醸造勞働組合野田支部に報告するに適當なる善後策を依頼した。依つて同支部は急遽役員會を開催協議の結果四日組合長小泉七造氏は丸三運送店支配人柳田定吉氏に對し貨物挽回策の名の下に會社の行動を詰問せるが要領を得ざりし爲め、十日更に關東醸造勞働組合野田支部一般委員會に提案協議し、交渉委員に河口源太郎氏外三名を挙げ、翌十一日柳田支配人會見し次の二項目に付交渉する所があつた。

一、貨物を全部丸三に取扱はしむる様、會社に對し勞働組合と共同戦線に立つて交渉せられ度し。

二、現在減少に傾きつゝある丸三の貨物を挽回し得る迄の間従業員の請負制を廢し全部日給とすること。

右に對し柳田支配人は来る十五日迄回答を留保せられ度しと應酬したるが、同日改めて右要求を拒絶する旨通知した。依つて組合代表等は更に十二日野田醬油會社を訪問し並木工場課長と會見して次の如く申出でた。

一、荷物全部を丸三に扱はしめられ度し。

二、丸本と丸三と會社との間には、何等かの默契ありと思惟するが如何、吾等は丸本を以て丸三を切り崩すものなりと斷ずるものなるが如何。